

## 『協働のまちづくり』

## って聞いたことありますか？

～市民と行政がパートナーシップでつくるまちづくり～

5つの町が合併する際に新市の将来を見据えて、こんな甲賀市になることをめざそうと定められたものが、「新市建設計画」です。この計画では、新市の将来像を『みんながつくる住みよさと活気あふれるまち』とし、まちの主役である市民の皆さんの参画のもとに、住民、企業、行政が協働して新しい甲賀市を創っていくことを目指しています。

この『協働』という言葉の定義として一つの決まったものがあるわけではありませんが、滋賀県では、「共通の目的の実現のために、それぞれが自らの役割を自覚し、ともに考え、ともに汗を流して取り組んでいくこと」(1999年『県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方』)としています。

市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組む、そして未来の甲賀市をみんなが住みやすくして活気あふれるまちにするといった取り組みに市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

NPO、市民活動団体の皆さんの情報交換の場をつくったり、将来において行政などとパートナーシップでまちづくりを進めていこうと「こうか市民活動ネットワーク」という会が立ち上がっています。甲賀市を魅力あるまちにしていこう、自分たちができる範囲でまちづくりに関わっていこうという方であればどなたでもこの会に加入できます。下記のとおり平成18年度の総会が行われ、まちづくりについての講演会も行われますので、ぜひ多くの皆さんのご参加をお願いします。

- 日時 7月16日(日) 13:30～16:30
- 場所 信楽公民館(谷川会館)
- 内容 第1部 こうか市民活動ネットワーク総会  
第2部 講演会 「市民主体のまちづくりをめくって」  
～市民と行政の協働とは～  
まつしたけいいち  
講師 松下啓一氏(大阪国際大学教授)

※手話通訳、要約筆記、託児を希望される方は7月7日(金)までにご連絡ください。

## 問い合わせ・申し込み

市民生活課 コミュニティ推進係  
☎ 65-0687 FAX 63-4582

市民生活課より  
知っく!

## お悩み相談室

送りつけられる  
架空な請求ハガキ

「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」「消費料金未納分出廷通告書」などと書かれ、現在、貴殿は「総合消費料金未納分」について通信販売契約会社運営会社から「未だ連絡が無き状態」として民事訴訟による訴状が提出されています。

このまま連絡なき場合、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給料及び動産物、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承認して頂きます。民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しまして当局にて受け賜ります……。

上記のような「民事訴訟管理センター」や「民事執行管理センター」などとあたかも公的機関名らしく名乗ったハガキが送られてきます。

このような不審なハガキの相談は平成17年度、甲賀市消費生活相談窓口寄せられた件数は124件で全相談件数の29%を占めました。今年度、4・5月の2ヶ月間では34件にも上り、全相談件数中46%と増えています。

市民生活課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

## ◎このような身に覚えのないハガキを受けたときは

- 金品を請求されても絶対に払ってはダメ、無視すること。
- 連絡するように書いてあっても決して連絡をとらないこと。
- 個人情報(自宅の電話番号や住所、勤務先等)を教えないこと。
- 電話などで請求された場合は「覚えはない」と毅然として断り、業者の話には応じないこと。

最近では「国民健康保険庁」を名乗る不審な督促状が来たという事例もあります。

「国民健康保険庁」という行政組織は存在していません。また「年金の未納期間がある」、「住民税等の未納がある」ことを理由に、「国民健康保険庁」が「国民健康保険の無期限効力停止」をすることはありません。

もし、国民健康保険に関する不審な督促状があり、正当なものなのか確認を要する場合には、市の保険年金課もしくは各支所の保険年金窓口にご確認ください。

## 【問い合わせ】

消費生活相談窓口(市民生活課生活交通係)

- 月曜日～金曜日
- 9:00～15:00
- ☎ 65-0685 FAX63-4582